

**呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務（以下、「本業務」という。）について、本業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務

(2) 業務場所

広島県呉市ほか

(3) 業務内容

別紙「呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(5) 委託上限額

1,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) 発注者

呉地域オープンカレッジネットワーク会議（以下、「OCN」という）

3 プロポーザル方式の方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

4 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領の公開） | 令和7年7月14日（月） |
| (2) 質疑書の受付期限 | 令和7年7月25日（金）午後5時まで |
| (3) 質疑書の回答期限 | 令和7年8月 1日（金） |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和7年8月 8日（金）午後5時まで |
| (5) 提案書等の提出期限 | 令和7年8月22日（金）午後5時まで |
| (6) 選定委員会の開催 | 令和7年 9月下旬 |
| (7) 選定結果の公表 | 令和7年10月上旬 |
| (8) 契約の締結 | 令和7年10月上旬 |

※なお、上記予定は変更する場合がある。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（共同事業者の構成員を含む）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 参加者は、単独企業又は複数の企業で構成される共同企業体とする。
- (2) 共同企業体により参加する場合は、代表企業を定め、業務全体の提案から契約、業務実施、報告、納品等の代表としての役割を果たすこととする。
- (3) 単独企業又は共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 提案書提出以降の構成員の変更及び追加は認めない。
- (5) 構成員の数は2者又は3者とする。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (7) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分の措置を受けていないこと。
- (8) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

6 様式書類等の配布方法

様式書類等については、呉地域OCN会議のホームページからダウンロードすること

7 書類等の提出先と提出方法

(1) 提出先

事務局：呉地域オープンカレッジネットワーク会議事務局（呉市企画部企画課）

担当者：中村，沖田

所在地：〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

電 話：0823-25-3679

E-mail：kikaku@city.kure.lg.jp

(2) 提出方法

以下のいずれかの方法により提出すること。

ア 持参

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間に提出すること。また、事前に電話により提出する旨の連絡を行うこと。

イ 郵送

配達完了が確認できる方法によるものとし、提出期限までに必着のこと。また、事前に話により提出する旨の連絡を行うこと。

ウ 電子メール

電子メールの標題に「(事業者名) OCN会議Webサイトリニューアル業務」の文字列を必ず入れ、電子メール送信後は事務局に電話して受信の確認を行うこと。

8 質疑の受付と回答

本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、原則として、次の方法により受付と回答を行い、提出期限後の質問及び提案書等の作成に関連がないと事務局が判断した質問についての

回答は行わない。

なお、質疑書の受付は、令和7年7月25日（金）午後5時までとする。

(1) 質疑書による受付

ア 本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質疑書【様式1】により行うこと。

イ 質疑書の提出は、事務局に電子メールにより送信すること。また、電子メールの標題に「質疑書（事業者名）OCN会議Webサイトリニューアル業務」の文字列を必ず入れ、電子メール送信後は事務局に電話して受信の確認を行うこと。

(2) 質疑書等への回答

ア 質疑に対する回答は、回答期限までに当該質疑を行った事業者へ電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。

イ 回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

ウ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

9 参加申込書の提出

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

＜参加申込時の提出書類一覧＞

	書類名	様式等
ア	参加申込書	【様式2】 共同企業体により参加する場合は、代表者及び構成員のいずれも所在地、商号・名称、代表者職氏名を記載し押印の上、代表者及び構成員であることがわかる文言を記載すること。
イ	会社概要を示す資料	任意の書式 A4判縦1枚に会社名、住所、設立年月、代表者名、資本金、職員数等を記載すること。会社のリーフレット等でも可とする。 共同企業体により参加する場合は、代表者及び構成員の各1枚とする。
ウ	法人税、消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3。税務署で提出日前3か月以内に作成されたもの。写し可。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和7年8月8日（金）午後5時まで

(4) 提出先 7(1)に同じ

(5) 提出方法 7(2)に同じ

10 提案書等の提出

(1) 提案項目

提案は、仕様書に記載する業務内容等を踏まえたものとするが、次の事項についても留意すること。

ア 業務内容に関すること

(ア) 仕様書の「3 業務内容」の項目ごとに、どのような調査・分析・検討等を行うかを具体的に記載すること。

(イ) 業務内容を遂行するために必要な追加調査等がある場合、委託上限額の範囲内でその具体的な内容を記載すること。

イ その他

業務委託金額については、委託上限額の範囲内で積算すること。

(2) 提案書類

提案は、1 者につき 1 提案とする。

下表の全てを含んだ正本と、下表のイからエまでの副本を提出すること。

<提出時の提出書類一覧>

	書類名	様式等	正本	副本
ア	提案送付書	【様式 3】	○	
イ	提案書	任意の書式 頁番号を付すこと。会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこと。A 4 判縦使い、文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。頁数は 10 を上限とし、片面のみの印刷とすること。	○	○
ウ	業務実績調書及びその添付書類	【様式 4】 過去 10 年間の本業務と類似の業務受託実績を記載すること。正本には契約書及び仕様書の写しを添付すること。	○	○
エ	見積書及びその添付書類	任意の書式 A 4 判。算定根拠を記した資料（任意書式）も添付すること。	○	○

(3) 提出部数、期限等

ア 提出部数

(ア) 持参又は郵送の場合

a 正本 1 部（製本せず、クリップで綴じること）

b 副本 1 部（市販の A 4 判 2 穴ファイルに綴じること）

c 正本を PDF 化したデータ 1 部（USB 型メモリ又はその他の方法で提出すること）

(イ) 電子メールの場合

正本を PDF 化したデータ 1 部

イ 提出期限 令和 7 年 8 月 22 日（金）午後 5 時まで

ウ 提出先 7 (1) に同じ

エ 提出方法 7 (2) に同じ

オ その他

提出された提案書を受理した後、提案者による加筆及び修正は認めない。また、提案書等

提出を受けた書類等は、提案者に返却しない。

1 1 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 書類の提出方法，提出先，提出期限等が，本要領で示した条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 委託上限額を超えた場合
- (4) 提案者が，本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に，呉市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 提案者が，契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合
- (6) 提案書に法人名等，提案者を特定することができる表現をした場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

1 2 提案書の審査方法

- (1) 審査は，呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務委託事業者選定委員会（以下，「委員会」という。）が提案書類，プレゼンテーション及びヒアリングにより行う。プレゼンテーション及びヒアリングはオンラインで行い，提案者は事前の通信テストに対応すること。プレゼンテーション及びヒアリングの日時や通信テスト等の詳細については，別途，連絡を行う。なお，委員会は非公開とする。
- (2) 採点は，本要領中の別表1「呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務委託事業者選定審査基準」（以下，「審査基準」という。）に基づいて行う。採点の結果，全選定委員の合計点数の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。ただし，全選定委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は，選定しないものとする。
- (3) 採点の結果，1位の参加事業者が複数あった場合は，同点の参加事業者の中から，全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。また，2位の参加事業者が複数あった場合は，同様の方式により次点交渉権者を決定する。なお，当該方式によっても優先交渉権者又は次点交渉権者が決定されない場合は，選定委員による協議の上，委員長が決定する。
- (4) 応募者が1者の場合においても，審査を行う。全選定委員の合計点数が満点の6割以上の場合は，優先交渉権者とする。全選定委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は，選定しないものとする。

1 3 選定結果の公表

- (1) 委員会による選定結果については，参加事業者全員に通知する。通知内容は，次のとおりとする。

ア 優先交渉権者

点数及び優先交渉権者である旨を通知するとともに，次点交渉権者の点数を通知する。

イ 次点交渉権者

点数及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・点数を通知する。

ウ 全選定委員の合計点数が3位以下の交渉権者

点数及び選定しない旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・点数及び次点交渉権者の点数を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。

- (2) 選定結果の公表に当たっては、優先交渉権者については社名及び採点結果を、次点交渉権者については、採点結果のみをOCNのホームページで公表する。
- (3) 選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けない。

14 契約手続き等

- (1) 委員会により選定された優先交渉権者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。その後、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準ずる）。
- (2) 発注者と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合、又は優先交渉権者が辞退若しくは本要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と本業務委託について交渉を行う。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案書作成時において入手した独自の情報、個人情報とは適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 発注者は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、発注者が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。
- (4) 採択された提案書の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 提案内容に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。
- (6) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、委員会と事務局が協議して決定する。
- (7) 諸事情により辞退する場合は、理由を明記した辞退届を提出すること。

【別表 1】

呉地域オープンカレッジネットワーク会議Webサイトリニューアル業務
委託事業者選定審査基準

審査項目・審査の視点			配点
1 提案の内容			60点
(1) 仕様書の「3 業務内容」の「(1) Webサイトの設計及び構築」について、仕様書に定めた内容を満たし、本業務の目的を達成させる内容が期待できるか。	30点		
(2) 仕様書の「3 業務内容」の「(2) 運営支援業務」及び「(3) 操作マニュアルの作成」について、本業務の遂行及び今後の事務局による円滑な運営への寄与が期待できるか。	20点		
(3) 全体を通じて、呉地域における学術文化の進行・向上を図るとともに呉地域を一体化するまちづくりに寄与するWebサイトへの移行が期待できるか。	10点		
2 業務遂行能力			30点
(1) 担当者等が適正に配置されており、業務全体を円滑かつ確実に遂行できる運営体制がとられているか。	10点		
(2) 本業務を着実に実施できるスケジュールになっているか。	10点		
(3) 本業務の円滑な実施が期待できる実績等があるか。	10点		
3 見積金額 積算に妥当性があり、かつ経費の抑制など収支面で工夫があるか。			10点